



易国間漁業協同組合内共第30号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共30号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	網の口径30センチメートル以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から11月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで

- 2 前項の公表は、この組合に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)



第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
易国間川河口から次のアとイを結ぶ線までの区域 ア 風間浦村大字易国間字大川目87番地3号地内の左岸に知事が建設した標柱の位置 イ 風間浦村大字易国間字大川目87番地1号地内の右岸に知事が建設した標柱の位置	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10センチメートル
い わ な	15センチメートル
や ま め	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿 釣・たも網	1日 400円・1年 3,000円
い わ な	竿 釣	1日 400円・1年 3,000円
や ま め	竿 釣	1日 400円・1年 3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁料の納付場所

青森県下北郡風間浦村大字易国間字新町46番地
易国間漁業協同組合



(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、うなぎ	手釣・竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣・竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東4丁目1番地15号)

3 第2項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

易国間川 河口から上流5,000メートルまでの区域



5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号

遊 漁 承 認 証

表

裏

No. _____	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所 氏名 才
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行所 易国間漁業協同組合 印	

注意事項
1. この承認証は他人に貸与しないで下さい
2. 遊漁する場合には必ずこの承認証を携帯して下さい。
3. 遊漁に際しての監視員の指示には必ず従って下さい。
4. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないで下さい。
5. 遊漁区域の川底は攪拌しないで下さい
6. 本証に記載した事項は必ず厳守して下さい。違反した場合は、遊漁を中止させ以後遊漁を承認しないことがありこの場合既に納付した遊漁料の払い戻しはしませんので注意してください。
7. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。





別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚 種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		



(溪流魚券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚 種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(鰻沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユだけ除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業調整規則のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川鰻沼(十和田湖、大童子川(袋井)、馬淵川上流(三戸漁協管内)及び平川(平川内水面漁協管内)を除く。また、県内水面漁業調整規則や各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催釣り大会等の特別なイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外で使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。

